

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 (署名日) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
ホンジュラス	国道一号线橋梁架け替え計画のための贈与に関する日本国政府とホンジュラス共和国政府との間の交換公文	国道一号线橋梁架け替え計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	2,398,000千円 2028.12.31まで	2022.2.28 テグシガ ルバで (同日)	日本側 中原淳在 ホンジュラス側 エドゥアルド・エンリケ・レイナ・カルク カ大臣 日本側 中原淳在 ホンジュラス側 エドゥアルド・エンリケ・レイナ・カルク カ大臣	2022.3.24 124号
ホンジュラス	ホンジュラス共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とホンジュラス共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	300,000千円 -----	2022.2.28 テグシガ ルバで (同日)	日本側 中原淳在 ホンジュラス側 エドゥアルド・エンリケ・レイナ・カルク カ大臣	2022.3.24 125号

- (注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。